

各位

会社名 Medicinova, Inc
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 岩城 裕一
(コード番号: 4875 JASDAQ)
問合せ先 東京事務所代表 副社長 松田 和子
兼最高医学責任者 (CMO)
電話: 03-3519-5010
E-Mail: infojapan@medicinova.com

業績基準に係る監理銘柄（確認中）の指定に関するお知らせ

2020年12月27日 米国 ラ・ホイヤ発 – メディシノバ (MediciNova, Inc.) (米国カリフォルニア州 ラ・ホイヤ、代表取締役社長兼 CEO: 岩城裕一) (以下「当社」といいます。) は、2020年12月28日から監理銘柄に指定されることが株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) より公表されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（確認中）の指定の理由

当社は、2019年6月12日付け「当社株式の業績基準に係る猶予期間入りに関するお知らせ」のとおり、2015年12月期から2018年12月期まで4期連続して営業利益及び営業キャッシュ・フローの額がマイナスとなったことから、当社株式は2019年1月1日から2019年12月31日までを期間とした、東京証券取引所が有価証券上場規程第604条の3第1項第1号（関連規則は同第604条の2第1項第2号）に定める上場廃止基準に係る猶予期間に入りました。その後、2020年2月7日付け「当社株式の業績基準に係る猶予期間の延長に関するお知らせ」のとおり、当該猶予期間が2020年12月31日まで延長され、当社株式は引き続き上場廃止基準に係る猶予期間に入っております。

本日、「2020年12月期の当社業績見通しに関するお知らせ」にて、2020年12月期においても営業利益及び営業キャッシュ・フローの額がマイナスとなる見込みであることを発表いたしました。2020年11月18日付け「当社株式の新規上場審査基準に準じた審査の申請に関するお知らせ」のとおり、当社はJASDAQ市場において上場を維持すべく、現在、東京証券取引所の審査を受けておりますが、当該審査において新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認められるに至らない場合、当社株式は上場廃止となることから、東京証券取引所は、当社の本日の発表をもって、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認め、当社株式は監理銘柄（確認中）に指定されました。

2. 今後の見通し

上述のとおり、当社はJASDAQ市場において上場を維持すべく、東京証券取引所の審査への対応を進めております。

しかしながら、有価証券報告書の提出（2021年6月10日予定）までの間において、東京証券取引所が新規上場審査基準に準じた基準に適合しないと認めた場合は、有価証券報告書の提出をもって整理銘柄に指定され、その後（約1か月後）に上場廃止となる見込みであります。また、新

規上場審査基準に準じた審査が終了していない時点において有価証券報告書を提出した場合は、監理銘柄（確認中）の指定は解除され、同時に監理銘柄（審査中）に指定される見込みです。なお、当社が有価証券報告書を提出する以前に、東京証券取引所が新規上場審査基準に準じた基準に適合すると認めた場合には、当社株式の監理銘柄（確認中）への指定は解除されます。

本件につきましては、今後進展があり次第、お知らせさせていただきます。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご心配をおかけいたしますこと深くお詫び申し上げます。

以 上

注意事項

このプレスリリースには、1995 年米国民事証券訴訟改革法（The Private Securities Litigation Reform Act of 1995）に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、MN-166、MN-001、MN-221 及び MN-029 の治療法の将来における開発や効果に関する記述などが含まれます。これらの「将来の見通しに関する記述」には、そこに記述され、示されたものとは大きく違う結果または事象に導く多数のリスクまたは不確定要素が含まれます。かかる要素としては、MN-166、MN-001、MN-221、または MN-029 を開発するための提携先または助成金を得る可能性、当社の事業または臨床開発を行うために十分な資金を調達する可能性、将来の臨床治験のタイミング、費用、計画など、臨床治験、製品開発および商品化に付随するリスクや不確定要素、FDA に対して書類を提出するタイミング、臨床開発及び商品化のリスク、現段階の臨床治験の結果が必ずしもその後の製品開発の行方を確定するものではない可能性、当局の承認取得の遅延または失敗の可能性、臨床治験の資金を第三者機関に頼ることによるリスク、商品候補に対する知的財産権に関するリスク及びかかる権利の防御・執行能力に関するリスク、製品候補の臨床治験または製造を依頼している第三者機関が当社の期待通りに履行できない可能性、さらに臨床治験の開始、患者登録、完了または解析、臨床治験計画の妥当性または実施に関連する重大な問題、規制当局への書類提出のタイミング、第三者機関との提携またはタイムリーな資金調達の可否などに起因する遅延及び費用増大に加え、当社が米国証券取引委員会に提出した 2019 年 12 月期の Form10K 及びその後の 10Q、8K など届出書に記載されているものも含め、しかしそれに限定されないその他のリスクや不確定要素があります。したがって、「将来の見通しに関する記述」はその時点における当社の状況を述べているにとどまり、実際の結果または成り行きは、必ずしも予想通りにはならない可能性があることにご留意下さい。また当社には、この記述に関して、情報の修正または更新を行う義務はありません。